

第35回 山形県ジュニア選抜大会 審判・監督会議資料

1. 遵守事項

(1) 共通事項

- ①競技規定については実施要項のとおりとする。
- ②監督会議は事前に本書面の配布のみにより実施する。
当日は審判・監督の出欠確認と連絡事項の説明のみ行う。(時間等は要項記載)
監督は各コートで棄権する選手を報告すること。
- ③ゴミは各自お持ち帰りください。(会場内にゴミ箱はありません)

(2) 審判員

- ①通常通り笛を使用する。
- ②競技中、指定された席を必要以上に離れないこと。
- ③審判シューズは土足厳禁とする。

(3) 選手 ※選手は会場内で道着着用のこと。

- ①組手競技においてメンフォー用口元シールドが外れた場合は、直ちに主審が「止め」をかけるので付け直すこと。※マウスシールド装着は任意
- ②赤帯青帯の貸し出しは行わない。
- ③試合前後はきちんと礼をし、出迎え、送り出し等はしないこと。また、雄たけびや派手なりアクション、宗教的な表現は慎むこと。

(4) 監督

- ①監督はIDカードを貸与するので見える位置へ表示すること。(20歳未満は認めない)
※最大4名以内とし、以下の通り監督人数を制限する。

参加実数 1～7名	監督 1名
参加実数 8～14名	監督 2名以内
参加実数 15～21名	監督 3名以内
参加実数 22名以上	監督 4名以内

※参加実数とは選手数である。(同一選手が形・組手に出場しても1名)

※役員・審判員と兼ねることはできない。

※大会当日朝に体育館及び観覧席の使用方法和一般入場者の管理方法の説明とプログラム及びIDカード等の配布を行うので各団体代表監督(1名)は「代表監督説明会」へ出席すること。(時間と場所は要項に記載)

尚、「代表監督説明会」に出席しない団体にはプログラム及び入場に必要ないDカード等を配布しないので必ず出席すること。

*監督変更は各団体でIDカードを受け渡し交代すること。退場時はIDカードを返却すること。

- ②選手が不適切な服装、防具で入場した場合(審判員による服装、防具確認後)、2分(形は1分)ルールは適用しないが、監督は当該競技者の監督に就くことができない。

※その選手の試合のみ

- ③監督席では、審判員と同じ姿勢で着席し大声での過度な発声を禁止する。もし2回主審に注意された場合は、その試合のみ退場となる。競技運営の支障になるような行為をしないように所属長は責任をもって監督を指導すること。
- ④監督は空手着を着用しなくてもよいが、監督としてふさわしい服装をすること。また、県連指定の腕章を装着しIDカードをみえるところへ掲示すること。
- ⑤会場へ入場する監督の人数は選手数を超えてはならない。
 - 例) 選手1名入場しているなら監督も1名。
 - 選手1人に四方からの4人監督等は禁止。
- ⑥監督は大会が円滑に進行するよう、所属団体の選手に取決め事項やマナー等を遵守するよう指導・管理すること。

2. 競技について（実施要項記載以外）

(1) 形競技

- ①得意形以外は全て2人制で行う。
- ②2人制では時間短縮のため斜め入りとし、コートのコーナー部からの入退場時の礼は行わない。反則ではないが遅延につながるため、各コートで礼をしないように促す。
- ③連続して試合を行う場合のインターバルは1分間とし、赤と青が入れ替わる場合は帯を交換してから1分間とする。

(2) 組手競技について

- ①10カウントルールは採用しない。
- ②メンフォー用口元シールドを装着は任意とする。
- ③連続して試合を行う場合のインターバルは試合時間と同時間とし、赤と青が入れ替わる場合は防具等を交換してから計測する。
- ④防具等の不備があった場合は競技規定に則り規定違反とする。
- ⑤【競技終了時に同点で先取のない場合】
 - 一本での得点の多いほうが勝ち→技ありでの得点が多いほうが勝ち
 - 【そこでも同点の場合】
 - 判定により決する

(3) 審判員実施事項

- ①組手競技において、マウスシールドが外れた場合は直ちに主審が「止め」をかけ、付け直させてから再開すること。
- ②審判員は同じ団体に所属する選手の審判はできない。但し、審判員に不足が生じ場合は、審判長又はコート長（TM）の判断により、審判団に編成することがある。

3. 異議申し立て

今大会はプロテストを運用せず、異議申し立ては本大会では以下のとおり申し合わせる。

- ① 判定について審判団に異議申し立てはできない。
- ② 審判の手続きに規定違反があった場合、監督またはコーチは拳手のうえ口頭でコート主任に異議を申し立てること。
- ③ 異議申し立ては、手続き違反があった時に即行うこととし、次の試合に入った場合は受け付けない。

4. 質疑について

(1) 大会当日は監督会議を実施しないため、上記の内容について質疑が生じた場合は、別紙「質疑申込書」に質疑内容を記載し、担当者へメールで送付すること。後日、必要があれば全ての団体へ質疑内容とその回答を通達する。

諸般の事情で、団体責任者以外が直接問い合わせる場合は、団体責任者の了承を得てから問い合わせること。回答についても所属長へ報告すること。

(2) 質疑申込書の提出について

【期 限】 令和6年11月8日（金）期限厳守

【提出先】 tomo.adc@d3.dion.ne.jp 安達智也

メールには件名、連絡先や団体名を書いて送信し、2～3日たっても連絡のない場合はメールアドレスと件名や問い合わせの内容を確認して再度送信すること。